

通則法	第5期中長期目標の構成	第6期中長期目標の構成案	備 考
	第1 政策体系における法人の位置付け及び役割 (ミッション)	第1 政策体系における法人の位置付け及び役割 (ミッション)	【目標指針】Ⅲの2(2) ・目標の冒頭に法人全体を総括する章「政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)」を設定。
第一号 中長期目標の期間	第2 中長期目標の期間	第2 中長期目標の期間	【目標指針】Ⅲの3 ・主務大臣が定める期間を「政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)」の章の次に記載。
第二号 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 環境研究に関する業務 環境省の政策体系との対応を踏まえつつ、環境研究の柱となる6つの分野と長期的に体系化を目指す2つの分野を設定 地球システム分野 資源循環管理分野 健康リスク分野 地域環境保全分野 生態系分野 社会システム分野 気候変動適応分野 災害環境分野 (1)重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進 ① 気候変動・大気質研究プログラム ② 物質フロー革新研究プログラム ③ 包括環境リスク研究プログラム ④ 自然共生研究プログラム ⑤ 脱炭素・持続社会研究プログラム ⑥ 持続可能地域共創研究プログラム ⑦ 災害環境研究プログラム ⑧ 気候変動適応研究プログラム (※3. 気候変動適応業務にて実施、評価) (2)環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進 基盤となる計測業務は横断的に推進 (ア)先見的・先端的な基礎研究 (今後起こりうる環境問題に対応するための先見的・先端的な学術基礎研究と、研究所の研究能力の維持向上を図るための創発的・独創的な萌芽的研究を推進する。) (イ)政策対応研究 (随時生じる環境政策上の必要性の高い課題に対応する政策対応研究を着実に推進するとともに、研究成果に基づき、組織的に国内外の機関と連携しながら、支援業務・普及啓発等を行い、政策貢献及び社会実装を図る事業的取組を推進する。) (ウ)知的研究基盤整備 (国環研の強みを生かした組織的・長期的な取組が必要である地球環境の戦略的モニタリング、環境に関わる各種データの取得及びデータベース構築、環境試料の保存・提供、レファレンスラボ業務等の知的研究基盤の整備を推進する。) (3)国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進 ① 衛星観測に関する事業 ② エコチル調査に関する事業	第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 1. 環境研究に関する業務 (1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究プログラムの実施 ① 脱炭素・資源循環・自然再興の同時実現を加速化させる研究プログラム ② 自然起点の課題解決(NbS)の実装と展開に向けた研究プログラム ③ 水・大気・土壌の媒体を横断する環境汚染に伴う人や生態系への新たな脅威の包括的把握・解決を目指す研究プログラム (2)環境研究分野それぞれを中核とした研究・技術開発の戦略的推進 環境研究の柱となる4つの分野と、地域におけるより統合的・実践的な取組を推進する分野を設定 分野間の連携も活用しつつ、「先見的・先端的な基礎研究」、「政策対応研究」、「プロジェクト型研究」を設定し、基礎・基盤から応用的研究まで一体的に推進 (ア)各分野を中核とした研究・技術開発の戦略的推進 ① 気候変動分野 ② 資源循環分野 ③ 自然共生分野 ④ 安全確保分野 ⑤ 地域協働/社会協働分野 (イ)知的研究基盤の整備に関する取組 ① モニタリングに関する取組 ② データベース・情報ツールに関する取組 ③ 計測標準化に関する取組 ④ 試料保存・提供に関する取組 (3)国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進 ① 衛星観測に関する事業 ② エコチル調査に関する事業 第3の 1. (4)③へ	【目標指針】Ⅲの4(1) ・適正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとめごとに目標を策定。 ※ 「1. 環境研究に関する業務」は、国立研究開発法人国立環境研究所法第 11 条第 1号に定める業務 「2. 環境情報の収集、整理及び提供に関する業務」は、国立研究開発法人国立環境研究所法第 11 条第 2号に定める業務 「3. 気候変動適応に関する業務」は、国立研究開発法人国立環境研究所法第 11 条第2項に定める業務 【目標指針】Ⅲの5(1) 研究開発の事務及び事業に係る目標策定における留意事項 ① ミッション、業務、国の諸政策、研究開発の特性・多様性を踏まえる。 ② 適切な場合は達成時期を設定 ③ できる限りアウトカムと関連させる ④ 具体的かつ明確である ⑤ 評価軸を設定 ⑥ 評価指標等を設定 ⑦ 重要度・困難度を設定

通則法	第5期中長期目標の構成	第6期中長期目標の構成案	備 考
	(4)国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進 ① 中核的研究機関としての連携の組織的推進 ② 国内外機関及び関係主体との連携・協働 ③ 成果の社会実装	(4)国内外機関との連携の強化及び政策貢献を含む社会実装の推進 ① 中核的研究機関としての国内外機関及び関係主体との連携の組織的推進 ② 成果の社会実装 ③ データ連携を通じた環境研究の推進及び成果の普及	
	2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務 ① 環境情報の収集、整理及び提供 ② 研究成果の普及	2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務 (1)環境情報の収集、整理及び提供 (2)広報・アウトリーチ活動	
	3. 気候変動適応に関する業務 ① 気候変動適応推進に関する技術的援助 ② 気候変動適応に関する調査研究・技術開発業務	3. 気候変動適応に関する業務 (1)気候変動適応推進に関する技術的援助 ① 情報基盤の整備・運用 ② 地方公共団体等各主体に対する技術的援助 (2)気候変動適応に関する調査研究・技術開発業務	
第三号 業務運営の効率化に関する事項	第4 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務改善の取組に関する事項 2. 業務の電子化に関する事項	第4 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務改善の取組に関する事項 2. 業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)に関する事項	【目標指針】Ⅲの4(2) ・法人の特性及び事項の内容に応じて項目を設定。 ※ 事業経費について法人全体で定めることが適当でない場合には施設あるいは事業部の単位で目標を定めること等も検討。 【目標指針】Ⅲの6(1)(Ⅱの5準用) ・「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、目標を定める。 ①業務改善の取組に関する目標（組織体制の見直し、事務所等の統合、調達方法の見直し、人件費管理の適正化等） ②業務の電子化に関する目標（手続きのオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、電子決裁の推進、情報システムに係る調達の改善等）
第四号 財務内容の改善に関する事項	第5 財務内容の改善に関する事項	第5 財務内容の改善に関する事項	【目標指針】Ⅲの4(2) ・法人の特性及び事項の内容に応じて項目を設定。 【目標指針】Ⅲの6(1)(Ⅱの6準用) ・運営費交付金債務残高の解消、保有資産の処分、重要財産の譲渡等について記載。

第五号 その他業務運営に関する重要事項	第6 その他の業務運営に関する重要事項 1. 内部統制の推進 2. 人事の最適化 3. 情報セキュリティ対策等の推進 4. 施設・設備の整備及び管理運用 5. 安全衛生管理の充実 6. 業務における環境配慮等	第6 その他の業務運営に関する重要事項 1. 内部統制の推進 2. 人事の最適化 3. 施設・設備の整備及び管理運用 4. 安全衛生管理の充実 5. 業務における環境配慮等	【目標指針】Ⅲの4(2) ・法人の特性及び事項の内容に応じて項目を設定。 【目標指針】Ⅲの6(2)(Ⅱの7準用) (1) 内部統制 (統制環境の整備、リスク評価及びリスクへの対応、統制活動の整備、情報伝達の徹底、内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するモニタリング、ICT への対応) (2)人材の確保・育成方針の策定 (3)法人の長のトップマネジメントについての取組 (4) その他、法人の業務運営や信頼性の確保に大きな影響を及ぼすと考えられる事項 (リスク管理体制、コンプライアンス、情報公開、情報セキュリティ、個人情報保護、組織・人事管理、保有資産の管理・運用、安全管理、環境保全・災害対策、関連法人との関係等) 【目標指針】Ⅲの6(2) ・研究不正防止/対応
	別添1: 政策体系図 別添2: 国立研究開発法人国立環境研究所における評価軸及び評価指標等	別添1: 政策体系図 別添2: 国立研究開発法人国立環境研究所における評価軸及び評価指標等	【目標指針】Ⅲの2(2) 【目標指針】Ⅲの5(1)⑤⑥

- ・「通則法」:「独立行政法人通則法」(平成 11 年法律第 103 号)第 35 条の 4 第 2 項各号
- ・「目標指針」:「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日策定、令和 6 年 11 月 26 日改定、総務大臣決定)